

第18回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議録

招 集 年 月 日	平成16年8月17日(火)					
招 集 の 場 所	瀬戸町民センター 2階会議室					
開会日時及び宣告	平成16年8月17日	午後2時00分	議 長	井 上 善 一		
閉会日時及び宣告	平成16年8月17日	午後3時08分				
会議録署名委員	樋 田 剛		井戸本 昭 夫		梶 谷 吉 幸	
会 長	井 上 善 一					
副 会 長	中 元 清 吉					
副 会 長	宮 本 征 士					
委 員	氏 名	出欠等	氏 名	出欠等	氏 名	出欠等
	谷 藤 公 敏	×	上 田 實		阿 部 吉 馬	×
	上 野 守		阿 部 道 忠		松 下 均	
	小 泉 和 也		大久保 光 留		中 村 敏 彦	
	田 丸 喜 一		山 本 吉 昭		小 林 絹 久	
	田 中 康 司		阿 部 好 晴		福 田 一 郎	
	山 口 和 哉		山 本 眞 平		清 水 智 素 子	
	篠 川 晴 子		宮 下 寛		福 島 三 郎	
	岡 元 幸 雄		井戸本 昭 夫		中 田 幸 藏	×
	樋 田 剛		石 崎 照 夫		西 谷 傳	
	小 林 栄 喜		梶 原 磯 雄		其 田 稔	
	木 下 清		井 上 喜 代 男		清 家 慎 太 郎	
	古 田 宇 佐 彦		河 野 ヤヨイ		小 松 道 夫	
	二 宮 定 正		藤 村 泰 昭		村 市 忠	
	藤 井 順 子	×	宮 本 敏 光		梶 谷 吉 幸	
	田 縁 柳 太 郎		谷 口 利 治		西 川 一 彌	
	中 藤 勇		佐々木 喜美香		小 林 文 夫	
	藤 田 昭 作					
監 査 委 員	梶 田 信 夫		中 西 正 利		玉 里 善 雄	
顧 問	高 門 清 彦	×				
幹 事 長	畑 中 芳 久					
副 幹 事 長	清 水 博 義					
	門 田 勲					
幹 事	濱 口 市 作		森 口 又 兵 衛		阿 部 松 壽	
	山 下 和 彦		近 田 三 郎		阿 部 一 寿	
合併協議会事務局	増 田 愛 明		山 本 桂 二		坂 本 明 仁	
	加 藤 克 馬		三 好 要		竹 内 元 昭	
	河 上 芳 輝		明 神 千 登 勢			
会 議 次 第	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
傍 聴 人 の 数	7人					

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

4 . 新町名称「名付け親大賞」贈呈

5 . 議事

報告

報告第30号 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会委員の変更について

報告第31号 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員の変更について

報告第32号 各小委員会報告について

議案

議案第18号 平成15年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計歳入歳出決算認定について

協議

（継続協議）

協議第36号 各種事務事業(各種福祉事業)の取扱いについて

協議第37号 各種事務事業(保育所運営事業)の取扱いについて

協議第38号 各種事務事業(人権対策事業)の取扱いについて

協議第 7号 町議会議員の任期及び定数の取扱いについて

協議第 2号 合併の時期について(修正協議)

協議第 8号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて(修正協議)

その他

合併調印までのスケジュールについて

第19回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

6 . その他

7 . 副会長（三崎町長）あいさつ

8 . 閉 会

協議会事務局長

皆様、大変お待たせをいたしました。一同御起立ください。礼。御着席ください。ありがとうございました。

本日は大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は、規約第10条の規定により、出席者が過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。

ただ今から、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会第18回会議を開催いたします。

本日の会議は、皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして井上会長のごあいさつをお願いいたします。

井上会長

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

あいにくの台風の関係の雨ということで、大変足元の悪い中、第18回目を数えます合併協議会、それぞれの委員の皆様方、何かとお忙しい中にもかかわらず御出席をいただきまして、こうして開会できますことをまずもって厚くお礼を申し上げたいと思います。

御案内のように、この合併協議も今申しましたように18回を数えまして、その協議項目につきましても、大半の協議項目につきましてそれぞれ協議が整い、確認をいただいているということは皆様御案内のとおりでございます。仮に、この合併協議というのを山登りに例えますと、9合目も過ぎて、もう頂がすぐそこに見えてきたと。あと一踏ん張りしてその頂に登るといふ、そういう状況じゃないかと思えます。そして、その頂に登るあとわずかな道のりというのを、お互いが力を合わせて落ちこぼれることなく全員が登るといふ、そのための協議の大詰めでございます。

今日はお手元にお配りしておりますように、報告事項あるいは議案、そしてまた協議事項とそれぞれ予定をいたしております。どうかそのような数多くの協議の報告あるいはそれらの提案いたします案件につきまして、今私が申し上げましたようなひとつ気持ちで、是非慎重に御協議、御審議を賜りたいと切にお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

協議会事務局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p> <p>これより議事の進行は、規約第10条の規定によりまして、井上会長に進めていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
井上会長	<p>それでは、規約第10条の規定によりまして、私の方で進めさせていただきます。</p> <p>会議次第3番の会議録署名人の指名についてお諮りをいたします。</p> <p>会議録署名人の指名は、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>では、本日の会議録署名人に伊方町の樋田剛委員、瀬戸町の井戸本昭夫委員並びに三崎町の梶谷吉幸委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いをいたします。</p> <p>次に、議事に入ります前に、新町名称名付け親大賞の贈呈を行います。</p> <p>事務局に進行を願います。</p>
協議会事務局長	<p>失礼します。それでは、新町名称名付け親大賞の贈呈を行います。</p> <p>この件につきましては、4月27日の住民小委員会におきまして、応募作品の懸賞の抽選を行い、公募の際に発表した賞、副賞を贈呈することを決定しておりました。</p> <p>その結果、新町の名付け親大賞は、伊方町の稲月忠男さんが選ばれました。なお、この抽選結果につきましては、既に公表いたしておりますが、この授賞式はこの合併協議会にて行うことといたしておりました。ただ今より賞の贈呈を行わせていただきます。</p> <p>会長より贈呈していただきますので、稲月さん前の方においでください。</p>
井上会長	<p>どうも、おめでとうございます。</p> <p style="text-align: center;">贈 呈</p>
協議会事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続きお願いします。</p>

井 上 会 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>最初に報告からお願いいたします。</p> <p>本日の報告は3件でございます。</p> <p>報告第30号伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会委員の変更についてと、報告第31号伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員の変更についての2件は関連がございますので、一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総 務 班 長	<p>失礼いたします。報告第30号伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会委員の変更についてと、報告第31号伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員の変更について、一括して御説明をいたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。報告第30号伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会委員の変更について。</p> <p>規約第7条第1項第2号の委員として、新たに瀬戸町議会の議長さん上田實委員及び議会選出の議員さん阿部道忠委員、大久保光留委員、山本吉昭委員さんを本年8月2日に選任、及び同条同項第3号の委員として学識経験者、伊方町の委員さんが5月31日に辞任に伴い、3町の長が協議し、新たに岡元幸雄委員さんが本年6月1日に選任されましたので報告するものです。</p> <p>次の2ページには、3町の町長が協議して定めた協議書を添付いたしております。</p> <p>3ページをお願いいたします。報告第31号伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員の変更についても、協議会委員の選任に伴い、前任者の後任として総務小委員会に上田實委員、住民小委員会に阿部道忠委員、岡元幸雄委員、行政組織小委員会に大久保光留委員、企画小委員会に山本吉昭委員さんを選任いたしましたので報告するものです。</p> <p>委嘱につきましては、席上配付の委嘱状の交付をもって委嘱とさせていただきます。今後とも本協議会の運営等に御協力、御指導をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
井 上 会 長	<p>ただ今事務局から説明がありましたように、瀬戸町議会の上田</p>

	<p>議長さん、阿部副議長さん、大久保議員さん及び山本議員さん並びに伊方町の岡元委員さんに新たに御就任をいただきました。新たな委員として御就任いただきました委員さんには、これからそれぞれ自己紹介をいただきたいと思います。ひとつ上田委員の方から順次お願いいたします。</p>
上 田 委 員	<p>この度、議会選出委員として委嘱を受けました瀬戸町議会の議長の上田實でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
阿 部（道）委 員	<p>今回8月2日にまた改めて選任されましたので、よろしくお願いをいたします。</p>
大 久 保 委 員 山 本（吉）委 員	<p>大久保光留でございます。どうかよろしくお願いをいたします。</p>
7 月 の 議 会 の 改 選 で 、 二 宮 委 員 さ ん の 後 任 の 山 本 で ご ざ い ま す 。 よ ろ し く お 願 い い た し ま す 。	
岡 元 委 員	<p>規約第7条第1項第3号の委員ということで、学識経験者ということでございますが、伊方町の岡元でございます。よろしくお願いをいたします。</p>
井 上 会 長	<p>ありがとうございました。委員の皆様方には、今後とも本協議会の運営に格別の御協力、御指導をお願いいたします。</p> <p>続いて、報告第32号各小委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>今回小委員会を開催いたしておりますので、各委員長から御報告をお願いいたします。なお、質疑は小委員会報告が終わってから一括して行いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。</p> <p>最初に、総務小委員会樋田委員長から御報告をお願いいたします。</p>
樋 田 委 員 長	<p>失礼をいたします。伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、総務小委員会における審議の経過について御報告いたします。</p> <p>開催日時、7月1日、午後1時37分から4時57分の間。 開催場所、伊方町役場全員協議会室。出席者、委員12名、事務局6名でございます。</p> <p>協議項目の審議の経過。 継続協議、町議会議員の任期及び定数の取扱いについて。 第8回総務小委員会の審議の結果、3町議会代表者会議の決</p>

定案の取扱いについて継続審議としていたことから、先の審議経過を踏まえて審議を行いました。

審議に先立ち、各町議会議長に対し、各町議会の考え方や主張している事項について、再度その考え方の詳細についてお伺いをし、審議の進め方について委員に意見を求めましたが、委員からの発言は得られず、3町議長の発言に対する意見は出しづらいことから、各町議長及び正副委員長の協議による解決を求められました。

各町議長及び正副委員長での協議の結果、総務小委員会での審議を進めるに当たっては、議会代表者会議での決定案及び総務小委員会が示した2つの調整案並びに伊方町議会が主張する案、計4案について審議を行うこととし、第9回小委員会においていずれかに決定するという事で合意し、小委員会に報告いたしました。

なお、各町議長は委員からの積極的な発言が得られない状況について憂慮され、会議を一時中座されることにより、委員の自主性等に配慮し、公平公正な立場での発言を促されました。

その後、4案について委員に意見を求め審議を行いました。各町議会間における主張の違いや議会間での協議の経緯、合併協議会という組織における委員の任務等を考慮すれば、小委員会が優劣の判断を下すことは非常に困難な状況にあるとの認識のもと、長時間に渡る審議を経まして、「全町一区制による選挙とし、定数は22人とする。」という結論に至り、承認されました。

なお、追加案件として、議会の議員及び農業委員会委員の報酬等の取扱いについて説明があり、その取扱いについては事務局に一任することに決定をいたしました。

最後に、小委員会での協議結果について、次回開催の合併協議会へ提案することを確認し、閉会いたしました。

今回の総務小委員会、今までこれも難航しておりました案件の審議で、長時間を掛けまして慎重審議をいたしましたので、若干補足説明をさせていただきます。

小委員会での審議方法について、各町議長さんと協議した結果、私たち小委員会に託された選択肢といたしまして、3町議

会代表者会議において瀬戸町と三崎町が主張し決定された案及び伊方町議会から示された案並びに総務小委員会が示した2つの調整案、この4つの案が示されました。その内訳は、小選挙区制によりそれぞれ議席配分の異なったものが3案、それに全町一区として選挙を実施するもの1案であります。

まず、この4案についてその長所、短所、各町議会の主張などについて委員から意見が出されましたが、まず小選挙区制と全町一区制を比較した場合、小さな町に配慮するという点では小選挙区制が良いのではないかとの多数意見でありました。しかしながら、小選挙区制については3つの案が示されており、その議席の配分方法をめぐって各町議会間での主張が異なっています。3町議会代表者会議において決定された案、すなわち22議席のうちあらかじめ1議席を配分し、残り19議席を人口比で配分する方法につきましては、瀬戸町議会及び三崎町議会が小さな町に配慮すべきとの主張でありました。しかしながら、伊方町議会では22議席のすべてを人口比で配分すべきとの主張で、あらかじめ1議席を配分することの必要性は認められず、意見の合意には至っておりません。定数22人の議席配分をめぐり、この2つの異なった主張、配分方法によって、伊方町と瀬戸町の間において1議席の増減が生じ、三崎町については変動なしという状況であります。あらかじめ1議席を配分することの必要性につきましては、その理由として住民アンケートの結果等から、合併すると小さな町の住民の声、意見が届きにくくなり、住民は不安を抱いているという状況であり、その不安解消ということが主たる理由でありました。その考え方に対しまして、三崎町議会につきましては瀬戸町に配慮したいとの姿勢から賛同されたのでありますが、議席数の変動がない三崎町が賛同されましたといたしましても、実際に議席数の変動を伴う当事者である伊方町議会の賛同が得られなかったことから、円満な合意には至らなかったという状況であります。

次に、伊方町議会の案についてであります。小選挙区制を実施する場合、法の一般的な定めによりますと、その議席の配分方法は直近の国勢調査人口等を用いて配分することになっておりますので、そのような視点から見れば一般的かつ基本的な

考え方であり、妥当ではないかと考えます。しかしながら、今回の議会間での意見集約における最大の争点は、瀬戸町議会及び三崎町議会が主張する小さな町への配慮という点でありますので、その点からすれば要望が反映されていないということになります。

総務小委員会といたしましては、3町議会間での円満な意見集約を期待しておりましたが、それが困難であるとの状況から、第6回小委員会におきまして調整案2案を提示させていただきました。そのうち小選挙区制とした場合の議席配分についての検討に当たりましては、法に定められた小選挙区制による議席の配分方法を基本といたしまして、議員1人当たりの人口及び有権者数の格差の是正、将来の人口減少を見据えた議員定数の削減の検討などを行い、更には小さな町に対する配慮という点も考慮をいたしまして作成いたしました。定数配分の算出結果といたしましては、22人の定数を人口比で算出した場合、法に定める方法で算出いたしますと、伊方町11人、瀬戸町4人、三崎町7人となりますが、定数の削減を目的に小数点以下を切り捨てた場合、伊方町10人、瀬戸町4人、三崎町6人という結果が得られ、定数を20人として法による方法で算出した結果と同じ結論に至りました。

更に、定数22人を20人に2人削減することにより、合併に伴う行政の効率化という面においても住民から高く評価されるものと考えますし、小さな町への配慮という点からしても、2名の削減により議席数に変動するのは伊方町と三崎町であり、大きな2町が議席数を減らし、一番小さな町は変動しないという結果が小さな町への配慮と言えるのではないかと認識をいたしました。

よって、小選挙区制にした場合の定数配分につきましては、小委員会の調整案に関係各位の御理解が得られるものと期待をし、3町議会間での円満な意見集約につきましても、この案をもって解決をいただけるものとお示しさせていただきましたが、結果は各町議会間及び小委員会との考え方に溝があり、その意見の違いは埋められませんでした。このように、小選挙区制として示された3つの案につきましては、それぞれ主張する

根拠や考え方があり、3町議会間においても解決できない問題について、私たちが甲乙をつけることになればその結果に対する明確な理由及び根拠を示す必要があり、非常に困難な問題であります。まして、合併協議会という組織の中で、私たちに与えられた任務を考えた場合、合併条件の検討や協議を行うという任務であるはずが、4つの中から1つを選ぶために善し悪しの判断を下すという作業を求められており、合併協議会委員としての任務の領域を超えた状況にあるのではないかと懸念し、正副委員長で協議を行ったところ、第8回小委員会でも多数意見であったところの全町一区制による選挙について委員に募り、意見を伺うことにいたしました。

小委員会において、全町一区制についての意見の集約を行ったところ、委員からは小選挙区制を希望する旨の意見も出されましたが、第8回小委員会での審議において、多数意見として出された状況と同様に、全町一区制によって選挙を行うことが新町の一体感の醸成等につながり、まとまりが生まれやすいという肯定的な意見が出され、更には定数の削減に対する意見として、定数を法定定数の最大22人にするにより、1人でも多くの議員が新町の行政運営に参画できるようにし、住民の意見を反映することが小さな町への配慮という形となるとの意見で、委員の意見集約が得られたのであります。このような審議があったわけですが、私たちの出した結論につきましては、関係者すべてが理解をし、評価をいただける可能性は低いのではないかと。また、それぞれの立場によって満足度といったものは大きく違って来るものと認識をいたしております。しかしながら、合併協議におきまして、意見の相違が生じ、協議が成立しないことになりましたら、その時点で3町の合併への道は閉ざされることとなります。私ども総務小委員会委員に与えられた任務といたしましては、非常に厳しく困難な問題でありまして、私どもの力不足から議会関係者の期待するところの十分な結論には至っていないかもわかりませんが、新町の一体感の醸成及びスムーズな船出に大きく関係する議会の皆様でありますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

なお、3町議長さんには議会間での意見集約作業につきまし

	<p>ては大変御尽力をいただきありがとうございました。また、小委員会の審議に際し、委員からの発言が全くない状況で会議運営に困っておりましたところ、議長さん自らが委員の公平、公正な意見を促すような状況をつくっていただきました。改めて議会の取りまとめ役としての経験とその寛大な技量に敬意と感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>以上で私からの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
井 上 会 長	<p>どうも御苦勞でございました。</p> <p>次に、企画小委員会石崎委員長の方から御報告をお願いいたします。</p>
石 崎 委 員 長	<p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。</p> <p>開催日時、平成16年8月17日、本日でございます。午後1時30分から1時53分まで。開催場所、同センターの2階和室でございます。出席者、委員全員と事務局でございます。</p> <p>協議項目の審議の経過。</p> <p>継続協議1、新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について。</p> <p>事務局から、新町建設計画(最終案)の事前協議における報告として、計画本文の文章の表現及び合併特例債を伴わない事業の一部修正について説明があり、審議を行いました。修正箇所については、軽微な修正内容であることから、異議なく最終案のとおり承認いたしました。</p> <p>なお、県との手続については、事前協議及び正式協議を一体的に進めていくこととしていましたが、修正箇所が生じたため、今回合併協議会に報告させていただくことといたしました。</p> <p>第18回合併協議会において報告を行った後、県との正式協議を進め、「異議ない旨の回答」を受けまして、第19回合併協議会において最終確認をいただき、新町建設計画を完成させることといたします。</p> <p>なお、報告は以上でございますが、添付資料につきましては事務局から説明をいたします。</p>

計 画 班 長	<p>以上です。</p> <p>失礼します。それでは、添付資料について説明をさせていただきます。</p> <p>4 - 3 ページをお開きください。修正事業になります。この事業につきましては、県の事前協議によりまして4事業について修正が生じているものでございます。なお、合併特例債を充当しています事業につきましては、今回の修正はございませんでした。修正内容としましては、国への補助要望段階で県からの指示があったものです。</p> <p>表の見方ですけれども、下段が事前協議分で見え消しをしております。上段分が県指示により修正案を記載しております。</p> <p>まず1番目ですけれども、伊方町の豊之浦漁港機能高度化事業ですけれども、補助事業の修正によりまして、事業名の修正及び事業の費用対効果から、事業費が1億円の増額と実施年度の変更となっております。</p> <p>2番目ですけれども、同じく伊方町の古屋敷基盤整備促進事業ですけれども、実施年度を1年繰下げまして、18年度からの着手となっております。</p> <p>3番目ですけれども、瀬戸町の小島東基盤整備促進事業ですが、平成16年度に事業総額の確定によりまして、平成17年度からの事業総額が5,000万円減額となっております。</p> <p>4番目ですけれども、伊方町の漁港漁場機能高度化事業ですが、補助事業の修正によりまして、事業の3分割及び事業名の修正という修正内容となっております。</p> <p>なお、新町建設計画の完了までの手順でございますが、今回の合併協議会におきまして、修正内容について報告事項の中で承認をいただきましたら、直ちに県との正式協議を進めていきたいと考えております。そして、異議ない旨の回答を受けまして、第19回合併協議会におきまして最終案の確認をいただき、建設計画を完成させていくことといたしております。</p> <p>以上です。</p>
井 上 会 長	<p>はい、御苦労でございました。</p> <p>ただ今、総務小委員会並びに企画小委員会の方からそれぞれ</p>

<p>上 田 委 員 井 上 会 長 上 田 委 員</p>	<p>報告がございましたが、ただ今の御報告について皆さんの方で何か御質疑がございましたらお願いをいたします。</p> <p>議長。</p> <p>はい、上田委員。</p> <p>この総務小委員会の委員長さんにちょっとお伺いを、ちょっと確認をさせていただくんですが、私引き継いで間もございませんし、あれなんで…。前議長さんから先日ちょっとこの辺の経過についてもお伺いをいたしました。ちょうどその議事録が手元の方へ参っておりましたので、その辺つづさに一通り目を通させていただきました。でございますが、大変委員会もこの問題については長時間を掛けて、非常になんと申しますか、取りまとめに苦慮された、そういう経過があるようでございますが、議論の中身についてどうだということではないんですが、本町の立場からいきましたら、まだ改選議会があって間がないわけでございます。この結果が7月31日ですか、小委員会、出されたその内容についても議会内でも意見の調整もしてないし、そういう機会もなかなかございませんのでまだやっておりますが、そのようなことから、ここでひとつ今後調整をしていくわけですが、確認をしておきたいのは、最終取りまとめの議事録を読ませていただきますと、定数が本来20であるべきが最大の22採った。それは小さいところに配慮したんだという、どうもそういう委員長さんの御見解があった。</p> <p>あるいは、それぞれこれが委員会として時間切れでもう間に合わないんだと、早くこれ結果として出さないかんとということで出された。それに対して各議長さんに同意を求めた。各関係議長さんは意見留保した中で提出することに同意をしておるといような経過のように思うんですが、その辺どうでしょうか。ちょっと確認させていただきたい。</p>
<p>樋 田 委 員 長</p>	<p>ただ今の上田委員さんの質問でございますが、この件につきましても十分に総務小委員会としては審議を重ねてきたところでございますが、なお特に議会の皆様のこの件につきましては、各議長さんに第5回から6回の小委員会に出されましていろいろ問題点につきまして議長さんに報告をし、各町議会の意見集約をお願いしたい、こういうようなことでお願いをしたわけ</p>

<p>井 上 会 長 上 田 委 員</p>	<p>でございますが、どうしても最終的に議会間では調整ができない、難しい。こういうようなことございまして、もう合併も御案内のように目前に迫っておりますので、じゃあ小委員会にひとつ任せてほしいと、このようなことで御承認をいただきまして、先般の7月1日の委員会におきまして、約3時間半か4時間ぐらいですか、長時間掛けまして、議長さん方の意見も十分にお聞きをしたうえで、今回の提案しております案を確認していただいたわけでございます。</p> <p>なお、詳細お聞きしたい点がございましたら、また事務局より説明をさせますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>はい、上田委員。</p> <p>この結果をどうだこうだという議論はこの場でどうかと思うんですが、ただ委員会としてですよ、委員会としてはもう最終的に手詰まりだと。ここまで、この案でもって、あとは協議会で議論をしてください、という形になっておる。委員さん各位の意見もそういうような形になっておるような取りまとめになっておる。</p> <p>そういうことであれば協議会で議論をしなければならないんですが、私の方が過去の経緯からいくと、いわゆる小選挙区制、比例配分1名置いてというのを提案したのは、やはり先ほど委員長さんも言いましたが、3町一体化というのがまず緊急のやるべきことであろうと、合併したときにですよ。</p> <p>したがいまして、まちづくり整備計画にしてもそれが主体になっておる。それは当然のことだと思うんですよ。我々が小選挙区の比例を置いた形で、あと人口比例配分というものを提案をした根拠はそこにあるんです。やはりそうすることで3町一体化の導入がスムーズにいくんじゃないか。例えば今言うように全町一区でやると、やはりギツギツしたことになる。その辺が心配をされるんで、どこまでもやはりそういうことで小選挙区比例配分をお願いをしたいというのが瀬戸町の考え方だったんです。</p> <p>で、瀬戸町はこの合併を施行するに当たり、議会はもちろんですが、大同につこうという基本的な考え方はすべての者が持っておるわけです。大同につきましょと。合併を選択した時</p>
----------------------------	--

<p>樋田委員長</p>	<p>点で皆さんが、今もその基本姿勢は変わってない。で、大同につくためには、やはり小異を捨てないかん。けど、今までの協議会の状況を見たときに、非常にその辺がやはり我々満足できるものではないが、いろいろ瀬戸町内にも今までの経過について、その度に大きな議論が起きておる。そうした中でも、敢えて町長も大同につこうということで、それを基本にして今日まで来ておる。今回、これはお互いにそれぞれ事情があるわけですから、私の方がとかく斟酌するべきことではないかもわかりませんが、この小選挙区比例して、三崎町も同調された。伊方町がそれに反対をされた。ということは、3町のうち2町が合意されておるんだから、少し伊方町に大人になってもらったらなという気がしないでもなかったんですが、その辺はいろいろ事情があるんでしょうから難しいところなんでしょう。けど、このままでは、私瀬戸町は治まらないだろうと。私もそこまでの自信はございません。何らかの手立てはやはり講じる必要があると思いますが、小委員会として英断を下すなら、もうちょっと配慮があったらいいんじゃないかなという気がしないでもございません。例えばですよ、瀬戸町は定数にこだわってはおりません。定数は15でもいい、18でもいい。22でなかったらいけないという言い方は誰も考えてません。その辺だけははっきりしておきたいと思います。これから内部の調整をするわけですから、その辺でどういう結果が出るかわかりませんが、恐らくこの22というのは大義がない。行政の合併目的である今言う最大の目的は行政経費の削減ということでしょうから、その辺から視点としても最終に取りまとめる案として調整として出すのなら、やはりその辺の英断がほしかったと私は思いますよ。そこで、各町が大同につく協議をしたら何とかなるんじゃないかなという気がしないでもないですが、その辺はこれからの作業だと思いますが、瀬戸町はそういうことで、これに対する意見については従前どおり、調整も1回もしてないですから意見は留保させていただいておきます。そういうことでお願いをいたします。</p> <p>ただ今の件につきまして何か事務局で補足することがありましたらお願いしたいと思います。</p>
--------------	--

協議会事務局長	<p>ちょっと、なかなか話が高度な話で、私にはちょっとよくわからないところもあるんですけども、議長さんが先ほど言っておりました委員会として手詰まりではないかと、本協議会で議論すべきではないかという話がありました。それに関しましては、小委員会としましては、本協議会からその協議項目について付託をされていることでございます。これは本件だけではなくて、この協議会のすべての協議項目について、これは小委員会の方に付託する方法でこの調整方針を出すということになっております。そのようなことで、小委員会としては円満な合意に向けて、円満な合意を得るための時間は要したものでありますけれども、小委員会として調整方針を決定することはできないというようなことではありませんので、小委員会として決定をしたというだけの話になりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。</p>
井上会長	<p>よろしいですか。</p>
上田委員	<p>はい、上田委員。</p>
上田委員	<p>それでは何ですか、ここで小委員会の案として提案されておるものはすべてだから、要はそれでもって承認確認せよということになるんですか。それなら全体会で出して全体会で議論しようなんかという必要はないじゃないですか。小委員会できちっとした本当に100%の満場のあれを得たものを提案すべきでしょうが、協議会へ。そうじゃないですか。各町議長さんの意見を最終に取りまとめを問うておりますが、皆それぞれ意見留保してそのまま、そこでその場で承認という形を採ってないじゃないですか。</p>
井上会長	<p>先ほど事務局長も説明しましたように、この協議会で協議項目が基本的に二十何項目とかあります。それぞれの協議項目につきましては、その4つの小委員会にこの協議会から付託をして、小委員会の中で実質的な協議をしていただくというルールで今日までこの協議項目は協議をいただいております。もちろん小委員会で協議された一つの答えというものは、こうして協議会に上がって、ここで最終的な確認作業はするわけでありましてけれども、実質的な協議というのはその小委員会の中でお互いが議論を戦わせながら、一つの答えを導いていくというその</p>

上 田 委 員

ことであります。で、協議会へ出てきて、協議会の中で質問なり意見なりというのももちろんいいわけですがけれども、今日の総務小委員会で、小委員会から決められなかったのでここで決めてくださいというような報告はされておりませんし、一つの答えが出てきたことを今日の委員長報告、後ほどの協議事項として新たにそのことを提案するという協議事項がありますので、次にそれを確認するという。事前提案の原則で、今回提案して一定期間おいて次の協議会でそれを確認する、そういう手続になっておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

私も協議会のあり方というか、そういうシステムというのは前に委員もさせていただいておった経緯もございますし、その辺は十分理解しておるつもりなんです。小委員会の案が最終的にはそれがすべてで、それを要は確認すると。確認作業ということは、それで良しとするか、あるいは良しとしない意見が出るかもわからない。ここで議論することは必ずしも悪いというような言い方をされると、これはそうじゃない。私は協議会の手続というものは、私は私なりに理解しておるつもりです。そう言った中で、作業はこれからですから、私の方も。ここで結論を出してそれで良しとすることは、私としては立場としてできませんということを申し上げるんで、今後委員会のこの案を一つの方向性が出たわけですから、それはそれとしてうちの議会として受け入れられるかどうか、それはこれからの作業なんですよ。それはそれぞれ三崎町さんも伊方町さんも同一だろうと思うんです。まだそれまでの結論は出してないだろうと思うんですよ、余所のことはわかりませんが。特にうちの場合は改選なんかもあってそういう機会がなかったから、まだこの問題について一切協議もしておりませんし、皆さんの意見聴取もしておりませんし、ただ、今の段階では小選挙区の比例1名配分の人口割と。そこまでしかうちの議会としては理解をしてない。それ以上のものは一步も進んでないということですから、今現在、次回にこれ確認作業は19回にするようなスケジュールになっておるようですが、その辺までにその辺についての結論が出せるかどうか、それは私も自信がございませんが、一応流れとしてはわかりましたと。わかりましたが、ここで物を言うな

井上会長	<p>とか、そういうことを言われると困る。</p> <p>いやいや発言するなというような意味で申し上げておるんじゃないので、今回提案をし、今上田委員がおっしゃるように、瀬戸町議会として次の協議会までに意見集約をしていただいて、また次の協議会でそれを確認するというので、スケジュール的にはそういう流れになるかと思えます。小委員会で先ほど樋田委員長の方から御報告がありましたように、大変時間を掛けていろいろな御意見がある中で、一つの苦渋の選択と申しますか、一つの答えを小委員会として出した。それを今回委員長報告ということで初めて皆様方に説明をしたということですので、そういうことで是非そういう方向で取りまとめの御努力をお願いしたいと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>それでは、新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成につきましては、委員長報告及び事務局の説明のとおり、最終案として正式協議を進めることで御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で報告を閉じさせていただきます。</p> <p>次に、議案事項を議題といたします。</p> <p>議案第18号平成15年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。議案第18号について御説明いたします。6ページをお願いいたします。</p> <p>平成15年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計歳入歳出決算認定について。</p> <p>平成15年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計歳入歳出決算を別紙監査委員の審査意見書をつけて協議会の認定に付します。</p> <p>平成16年8月17日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>11ページをお願いいたします。まず歳出決算から御報告を</p>

申し上げます。

11ページでございますが、第1款運営費、1項会議費でございます。339万8,137円の決算額となっております。これにつきましては、合併協議会及び小委員会の委員の皆様の報酬等でございます。

次、2項事務費でございますが、決算額は805万6,343円で、職員の手当23万9,350円及び事務員の賃金196万7,735円、需用費といたしまして会議資料の用紙などの消耗品54万1,611円並びにコピー代として印刷製本費が93万3,770円、役務費といたしまして会議の案内の郵便代22万9,850円、委託料として会議録の作成委託といたしまして82万5,825円、使用料及び賃借料、自動車借上料並びに会議支援システムのリース料等で273万6,823円となっております。運営費合わせて1,145万4,480円となっております。

次のページをお願いいたします。第2款事業費、1項事業推進費でございますが、決算額は907万5,570円、報償費といたしまして名称募集に伴います賞金が40万円、需用費といたしまして協議会だより等の経費73万5,000円、委託料といたしまして新町建設計画の策定支援委託が350万円、ホームページ作成委託の更新経費といたしまして44万1,000円、事務事業一元化で200万円、例規立案策定支援委託で189万円、使用料及び賃借料としてホームページの掲載サーバー使用料が4万3,470円で、事業費907万5,570円の決算額となっております。予備費については支出はございません。

歳出合わせて決算額2,053万50円となっております。

続いて、これらの支出に伴います財源でございますが、9ページに戻っていただけたらと思います。第1款負担金でございますが、伊方町、瀬戸町、三崎町3町からの負担金がそれぞれ583万円、合計1,749万円。

第2款県支出金でございますが、これにつきましては合併協議会の運営費補助金といたしまして、合併関係町1町当たり100万円の限度で300万円県よりいただいております。前年

<p>井 上 会 長</p> <p>榊 田 監査委員</p>	<p>度からの繰越金が6万6,668円、10ページに、次のページ でございますが、諸収入といたしまして預金利子が137円。 歳入合計2,055万6,805円の歳入決算となっております。 13ページをお願いいたします。以上、歳入歳出決算の状況 を御説明申し上げましたとおり、歳入決算額は2,055万 6,805円、歳出決算額は2,053万50円、歳入歳出差引 2万6,755円、この剰余金につきましては平成16年度に繰 越すものでございます。 なお、14ページ以降に事業報告書を参考資料として添付さ せていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。 以上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。 本決算につきましては、監査をしていただいておりますので、 榊田監査委員より監査報告をお願いいたします。</p>
<p>井 上 会 長</p>	<p>失礼いたします。去る6月11日、中西監査委員さん、玉里監 査委員さんの3名でもって決算の審査を行いました。意見書の 報告につきましては、添付をしております書類を朗読させても らいます。 審査意見書。 平成15年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計歳入歳 出決算について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し精査した結 果、決算計数は正確であり、予算執行及び会計経理は適正に行 われており、会計決算は適正であるものと認定する。 以上でございます。</p>
<p>井 上 会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。御苦勞でございました。 平成15年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計歳入歳 出決算について、御質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>井 上 会 長</p>	<p>それでは、確認をさせていただきます。 議案第18号平成15年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議 会会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決することに 御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>井 上 会 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されま</p>

井上会長	<p>した。</p> <p>次に、協議事項を議題といたします。</p> <p>本日の協議は継続協議6件でございます。</p> <p>協議第36号各種事務事業(各種福祉事業)の取扱いについてを協議議題といたします。</p> <p>この議題につきましては、前回の協議会において提案済みであります。委員さんにおいて御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、意見もないようですので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第36号各種事務事業(各種福祉事業)の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。それでは、確認をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、協議第37号各種事務事業(保育所運営事業)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において提案済みであります。委員の皆様方で御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
井上会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特に御意見もないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第37号各種事務事業(保育所運営事業)の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p>

井上会長	<p>次に、協議第38号各種事務事業(人権対策事業)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において提案済みであります。委員さんにおいて御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特にないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第38号各種事務事業(人権対策事業)の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。それでは、御確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>それでは、次に協議第7号町議会議員の任期及び定数の取扱いについてを議題といたします。</p>
調整第1班長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼します。資料は30ページをお願いいたします。</p> <p>協議第7号町議会議員の任期及び定数の取扱いについて、町議会議員の任期及び定数の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年8月17日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>町議会議員の任期及び定数の取扱い。</p> <p>(1) 議会議員の任期については、合併特例法に規定される特例措置の適用を行わず、公職選挙法第33条第3項の規定による設置選挙を実施する。</p> <p>(2) 選挙区は、全町域で1選挙区とする。</p> <p>(3) 新町の議会議員の定数は、22人とする。</p> <p>(4) 報酬等については、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。</p> <p>平成16年7月1日総務小委員会で確認をいただいております。</p> <p>本案は、先の報告第32号総務小委員会での審議結果を受け</p>

<p>井 上 会 長 上 田 委 員</p>	<p>て提案させていただくものであります。よろしく御審議のほど お願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上事務局より説明がありました。御質疑はございませんか。</p> <p>この協議、私この辺十分ちょっと理解できないんですが、この 協議をここで確認すると、これで決定ということになるわけ ですか。</p>
<p>井 上 会 長 上 田 委 員 井 上 会 長</p>	<p>これは提案です。</p> <p>提案ですか、はいわかりました。</p> <p>御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>井 上 会 長</p>	<p>ないようでしたら、事前提案の原則により、次回の協 議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>次に、協議第 2 号合併の時期について(修正協議)を議題とい たします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>調 整 第 1 班 長</p>	<p>失礼いたします。資料は 3 1 ページをお願いいたします。</p> <p>協議第 2 号合併の時期について(修正協議)。</p> <p>合併の時期については、協議第 2 号において確認されたところ であるが、合併協議の進捗状況等を勘案し、次のとおり提出 する。</p> <p>平成 1 6 年 8 月 1 7 日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>合併の時期(修正協議)。</p> <p>合併の時期は、平成 1 7 年 4 月 1 日とする。</p> <p>合併期日につきましては、平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日開催の第 1 2 回合併協議会において、「平成 1 6 年 1 0 月 1 日までとす る。」から、「平成 1 7 年 3 月 3 1 日とする。」に修正の確認をい ただいておりましたが、合わせて合併特例法の経過措置が講じ られたときには、月初め、年度初めである 4 月 1 日での合併も 可能であるとのことから、法律の改正に柔軟に対応することが できるよう改めて協議することといたしておりました。</p> <p>先の国会での審議を経まして、現行の合併特例法に経過措置 が講じられ、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村が議会の議決</p>

井上会長	<p>を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用すると定められました。この経過措置が設けられたことにより、合併期日の延長が可能となりましたので、幹事会におきましては各専門部会に対し、各課、係において合併期日の変更に伴う業務遂行上の問題点の洗い出し及び3月31日と4月1日との比較検討を依頼し、その結果を受けて検討をいたしました。結果は、3町のほとんどの専門部会において合併期日は4月1日とすべきとの検討結果であり、幹事会といたしましてもその意見も尊重をいたしまして結論に至り、提案をさせていただくものであります。</p> <p>なお、本案につきましては、本日御協議をいただきまして御確認をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局より説明がございましたが、御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますが、今事務局が説明いたしましたように、この合併の時期につきましては、本日協議をし、なお確認をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしということでございます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第2号合併の時期について(修正協議)は、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ありがとうございます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、協議第8号農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて(修正協議)を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
調整第2班長	<p>失礼いたします。資料は32ページをお願いいたします。</p>

協議第 8 号農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて
(修正協議)。

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについては、協議第
8 号において確認されたところであるが、合併期日の変更に伴
い、次のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 17 日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。

農業委員会委員の任期及び定数の取扱い(修正協議)。

(1) 農業委員会については、新町に 1 つの農業委員会を置き、
市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定
は適用しない。

(2) 選挙による委員の定数は、14 人とする。

(3) 選挙による委員の選出にあたっては、3 つの選挙区を設け
ることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

旧伊方町の区域 5 人。

旧瀬戸町の区域 4 人。

旧三崎町の区域 5 人。

(4) 報酬等については、現行の報酬額及び同規模自治体の例
をもとに調整する。

平成 16 年 7 月 1 日に総務小委員会において確認をいただい
ております。

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いにつきましては、平
成 16 年 3 月 26 日に開催されました第 15 回合併協議会にお
きまして、合併の時期を平成 17 年 3 月 31 日として確認をい
ただいておりましたが、合併の時期が平成 17 年 4 月 1 日にな
った場合は、改めて協議をお願いするということで説明をさせ
ていただいているものであります。先ほど合併の時期につい
て、4 月 1 日に修正の確認をいただきましたので、農業委員会
委員の任期及び定数につきましては、修正協議の提案をさせてい
ただくものであります。

17 年 4 月 1 日に合併することになりますと、任期の取扱い
については現在在任されている瀬戸町の農業委員会委員の任期
が 3 月 31 日となっている関係から、4 月 1 日には瀬戸町の農
業委員会委員は不在となり、修正前に適用することとしていま

井上会長	<p>した市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定する任期等に関する特例が適用できなくなりますので、新町において合併の日から50日以内に設置選挙を行う必要が生じてまいります。報酬等につきましては、前回提案をしていますが、新町になりますと条例で定めなければなりませんので、先の小委員会で審議をいただき追加をさせていただきました。</p> <p>そのほかの内容につきましては、修正前と同様ですので説明を割愛させていただきます。</p> <p>なお、本案につきましては本日御協議をいただき、御確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、事務局より説明がありました。</p> <p>これにつきまして御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ないようでございます。</p> <p>それでは、協議第8号農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて(修正協議)は、本日協議し確認させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>お諮りいたします。</p> <p>協議第8号農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて(修正協議)は、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ありがとうございます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>では、次にその他に入ります。</p> <p>その他の1番合併調印までのスケジュールについてと、2番第19回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程については、それぞれ関連がございますので一括して議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。その他1番合併調印までのスケジュールについてと、34ページの2番第19回合併協議会の日程について御説明をさせていただきます。</p>

	<p>33ページをお願いいたします。合併調印までのスケジュールについて説明いたします。</p> <p>本日、合併協議会に協議項目を最終提案させていただきました。早速本日の合併協議会の後、8月下旬に各町の住民の皆さんに、現在までに協議いただきました協議の概要と新しいまちづくりの計画について説明を行うため、各町の主催によりまして住民説明会を開催する予定といたしております。今のところ3町で10会場ほどで住民説明会を開催する予定であります。その後、9月3日に第19回合併協議会を開催いたしまして、協議項目を最終的に再確認をいただくという予定であります。そして、その後9月上、中旬には合併協定調印式を開催したいと考えております。したがって、合併協定調印の際には委員の皆様のご立会いのもと開催いたしまして、皆様方に一人ずつ御署名をいただくということになるかと思っております。現在合併調印式の開催日程につきましては、県及び各関係者との日程の調整を行っております。調整でき次第皆様に御連絡をさせていただきたいと思っております。この調印が済みますと、各町の議会に廃置分合の議決といたしまして、合併関連議案の議決を受けて愛媛県知事へ廃置分合の申請を行うというスケジュールになるかと思っております。</p> <p>合併調印までのスケジュールと19回の合併協議会の日程につきましてはの御説明とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただ今のスケジュールの件につきまして、事務局より説明がございましたが、何かございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>井上会長 特にないようですので、ただ今事務局の説明のとおり、今後の作業を進めさせていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>井上会長 ありがとうございます。</p> <p>その他何か御意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>井上会長 特に御意見もないようでございますので、以上で本日の議事を終了いたします。</p>
--	--

<p>協議会事務局長</p>	<p>御協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして宮本副会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>宮本副会長</p>	<p>慎重審議をいただきましてありがとうございました。</p> <p>冒頭、井上会長からのごあいさつにもありましたように、頂上を目の当たりにいたしましたけれども、野口というアルピニストが山登りで難しいのは山を下りるときなんだと、こういうことも言われております。この合併という大事業に関与されました皆様方におかれましては、合併を成就さすと、頂上を登頂するということはもちろんですけれども、その後続くそれぞれの町民の安寧と幸せのために、今後とも御尽力、御協力をいただきますことをお願いいたしまして、本日の会議を閉じたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>協議会事務局長</p>	<p>以上をもちまして本日の会議の全日程を終了いたします。</p> <p>一同御起立願います。礼。どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員